

練馬区重度障害者等就労支援事業支給検討会議設置要綱

令和6年5月9日

6練福障第10131号

(設置)

第1条 練馬区重度障害者等就労支援事業実施要綱（令和6年 月 日6練福障第10110号。以下「就労支援事業実施要綱」という。）第7条第2項または第9条第4項の規定に基づき、重度障害者等就労支援事業の支給を決定するに当たり、障害者の状況を把握し、適切かつ公正な決定をするため、重度障害者等就労支援事業支給検討会議（以下「支給検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 支給検討会議の所掌事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 就労支援事業実施要綱第7条第1項または第9条第3項に規定する支給決定を行うに当たり、必要な意見を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(構成)

第3条 支給検討会議は、検討を行う対象者を受け持つ担当係に応じ、別表に定める者をもって構成する。

- 2 委員長は、支給検討会議を代表し主宰する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときはその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、支給検討会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞き、または説明を求めることができる。

(開催)

第4条 支給検討会議は、検討を行う対象者を受け持つ担当係からの要請に基づき、必要に応じて委員長が招集する。

(検討資料)

第5条 第2条第1号に掲げる事項を協議するに当たり、検討を行う対象者を受け持つ担当係の担当者は、つぎに掲げる資料を提出するものとする。

- (1) 対象者状況票（様式）
- (2) 就労支援事業実施要綱第6条または第9条第1項の規定により提出された申請書お

よび添付書類の写し

(庶務)

第6条 支給検討会議の庶務は、障害者サービス調整担当課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支給検討会議の運営に関し必要な事項は福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、令和6年5月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

役職	担当係		
	総合福祉事務所 障害者支援係	総合福祉事務所 知的障害者担当係長	保健相談所 地域保健係
委員長	障害者サービス調整担当 課長	障害者サービス調整担当 課長	障害者サービス調整担当 課長
副委員長	障害者施策を担当する総 合福祉事務所長	障害者施策を担当する総 合福祉事務所長	障害者施策を担当する保 健相談所長
委員	障害者施策推進課就労支 援係長	障害者施策推進課就労支 援係長	障害者施策推進課就労支 援係長
	各総合福祉事務所の障害 者支援係長	各総合福祉事務所の知的 障害者担当係長	保健予防課精神支援担当 係長
	障害者サービス調整担当 課障害者給付係長	障害者サービス調整担当 課障害者給付係長	各保健相談所の地域保健 係長
	その他、委員長が必要と 認める者	その他、委員長が必要と 認める者	障害者サービス調整担当 課障害者給付係長
			その他、委員長が必要と 認める者